

スマイル

天竜材の家 百年住居る事業

《 ご案内 》

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会

浜松地区木材協同組合連合会 浜松地区建築業組合連合会 浜松地域森林組合協議会

【お問い合わせ先】

一般社団法人浜松地域材利用促進協議会事務局

〒435-0011

浜松市東区国吉町130-1

(天龍木材協同組合事務局内)

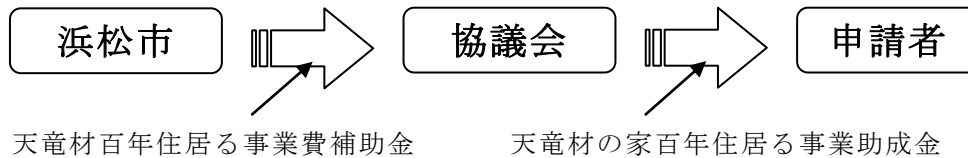
TEL 053-423-3010

FAX 053-423-3012

1 事業目的

本事業は、浜松市内で生産・加工された木材（以下「地域材」）が、住宅用建材として高品質であることを多くの皆様に知っていただき、今後、市内で建築される住宅に地域材を使っていたらよい普及していくことを目的としています。

この事業は、浜松市から「天竜材の家百年住居の事業費補助金」を受け運営するもので、申請から支払いまでの事務は、すべて当協議会で行います。



2 事業内容

地域材を一定量使用した木造住宅を建築される皆様に、その地域材を使用する費用の一部を助成します。助成額は、地域材使用量 m^3 あたり **2万円**、上限が **25万円**

さらに、地域材の FSC 認証材を使用した場合 **10万円を追加**（先着 150 棟）

3 申込条件

以下のすべての条件を満たしている場合、助成の対象となります。

①浜松市内に自ら居住するために新築・増築する木造住宅又は浜松市内に新築・増築する木造の店舗・施設（常に業務等に使用）であること。（建売、リフォームは対象外。）

②(1)住宅については、地域材を主要構造材(土台・柱・梁・桁・大引き・母屋・束・筋違い・間柱・根太・垂木)使用量の 80%以上(※1)使用し、内装材(床・天井・内壁材)と合わせ、 5m^3 以上使用すること。店舗・施設については地域材を 5m^3 以上使用すること。（主要構造材に集成材を使用する場合、地域材を原材料とし市内で製造かつ加工されたものを使用。）

(2)内装材(床・天井・内壁・枠)を助成対象とする場合には、当協議会に登録されている製材メーカーのものを使用すること。ただし、事業の性格上、内装材の県産材販売管理票の提出は不要とし、内装材の材積は実績数量が申請数量を下回らないこと。

※追加助成の場合：地域材の FSC 認証材を地域材総使用量の 50%以上(※2)使用すること。

※1：地域材を使用した主要構造材使用量（ m^3 ）÷主要構造材の木材総使用量（ m^3 ） ≥ 0.8

※2：地域材での F S C 認証材使用量（ m^3 ）÷地域材の総使用量（ m^3 ） ≥ 0.5

③住宅は 66m^2 以上の居住面積、店舗・施設は 66m^2 以上の業務等に使用する場所の面積を有すること。増築の場合は、増築部分の居住又は業務等に使用する場所の面積が 66m^2 以上であること。

④使用する地域材は、「しずおか優良木材」と同等の品質基準(P4)を満たしていること。

ただし、協議会で、木材検査を実施します。

⑤建築現場をPRの場として提供でき、アンケート等の依頼があった場合には協力できること。

⑥市税を完納していること。

4 受付

募集時期は以下のとおりです。

上棟月	5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受付 最終日	4月 末日	5月 末日	6月 末日	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 28日	1月 末日

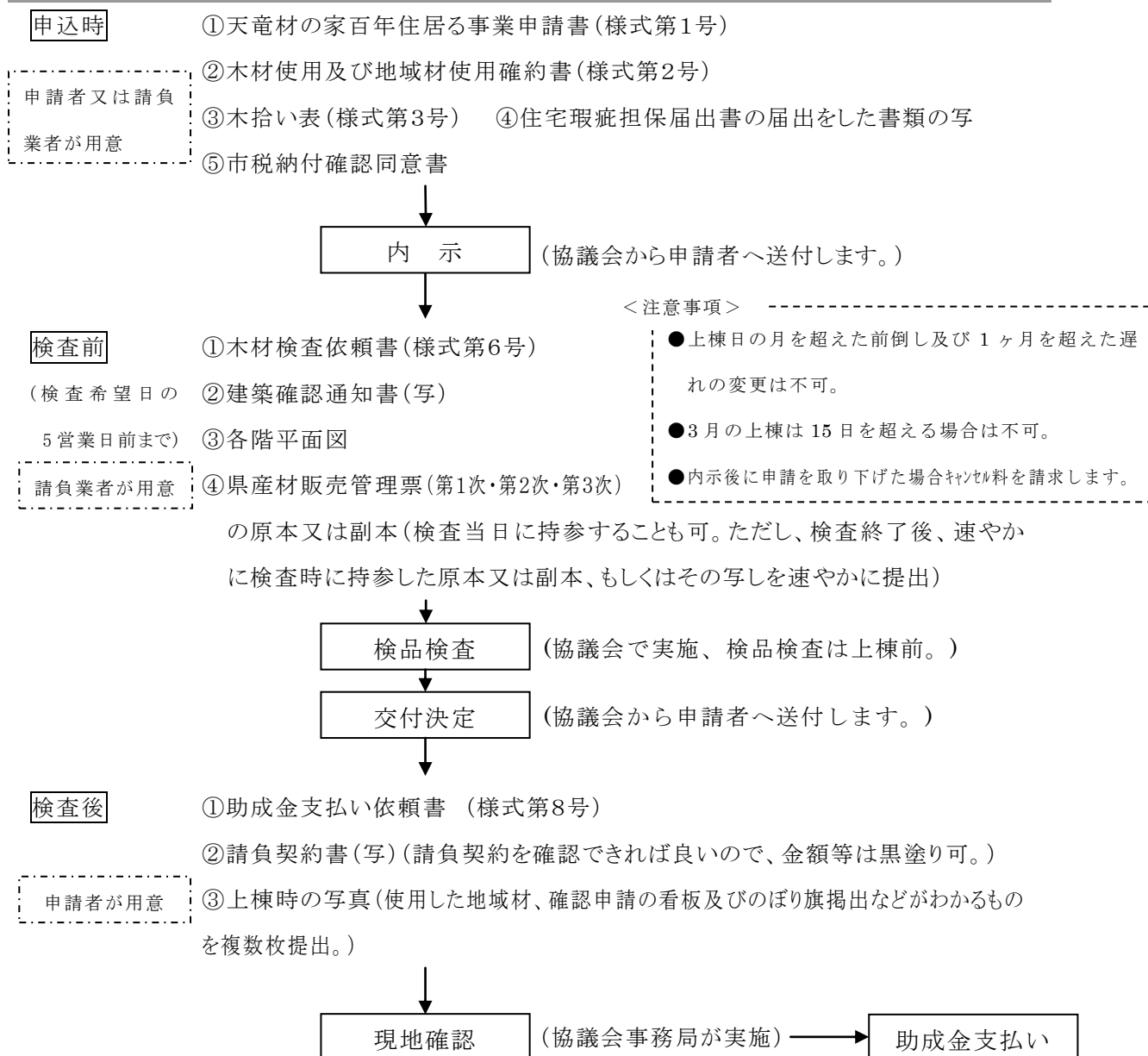
※予算がなくなり次第終了。

※3月の上棟日は15日まで。

※FSC材を使用した場合の追加助成も、予算がなくなり次第終了。(先着150棟)

※各月の申請受付は末日必着とし(12月は28日まで)、受付最終日が土日並びに祝祭日の場合は、その前日とする。

5 必要書類と提出の流れ



6 フォレスト割引(金利優遇制度)について

本協議会では、市内7行の金融機関と連携し、地域材を一定量使用した木造住宅を建築された方の住宅ローンの金利を優遇する制度(フォレスト割引)を実施しています。

- 【提携金融機関】 静岡銀行
遠州信用金庫 浜松信用金庫 磐田信用金庫 静岡県労働金庫
とびあ浜松農業協同組合 遠州中央農業協同組合 三ヶ日町農業協同組合
- 【優遇条件】 「天竜材の家 百年住居る事業」の申込条件と同等
- 【優遇内容】 金融機関ごと異なる。(概ね 0.2%程度の優遇)
- 【条件】 本協議会発行の「浜松地域材利用住宅証明書」の提出

7 「浜松地域材利用住宅証明書」の発行について

申請をいただければ、当該木材が本制度の対象となる高品質な地域材を使用していることを、「浜松市地域材利用住宅証明書」を発行して証明いたします。

〔「証明書」発行には、手数料(検査料) 30,000 円が必要となります。〕

8 県支援制度について

本制度は、県制度との併用が可能です。

県制度の詳しい応募条件等については、以下までご連絡ください。

- 【お問い合わせ先】 ■ しずおか優良木材認証審査会 TEL 054-667-1245
■ 静岡県経済産業部林業振興課 TEL 054-221-2691

9 FSCTM 森林認証材について

F S C 森林認証は、「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度です。

浜松市では、F S C 森林認証材の利活用を推進し、市内での地産地消や天竜ブランドの創出を図ることにより、持続可能な森林経営と管理を実現するため、追加助成を実施します。

※F S C 森林認証材を取り扱う業者はCOC認証が必要です。

※F S C 森林認証は、適切に管理されている森林から生産された木材の証明であり、木材の品質を証明するものではありません。

10 最後に

この制度は、地域材を使用していただいた方に、その費用の一部を助成する制度ではありませんが、それと同時に、この制度を使って住宅を建築していただける皆さん全員に、「当協議会が責任を持って、高品質な地域材」をご提供することをお約束します。